

# 「令和元年台風第19号による災害」に係る 中小企業施設設備復旧支援事業費補助金〔中小製造業者対象〕 令和元年度募集のお知らせ

宮城県では、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた中小製造業者の皆様の事業再開・継続を支援するため、生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## 対 象 者

下記(1)から(5)までいずれの要件にも該当する中小製造業者(「みなし大企業」※を除く)

- (1) 県内での事業再開又は継続を目指していること。
- (2) 主たる事業として製造業を営んでいること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 本事業及び「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」等の県が実施する令和元年台風第19号による災害における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助金の交付決定を受けていないこと。(同一の法人・個人で県による他補助金の交付決定を受けていないこと。)

※「みなし大企業」：次の①～③いずれかに該当する企業

- ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
- ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。

## 対 象 経 費

令和元年台風第19号により損壊若しくは滅失した補助対象者の所有する(所有とみなされるものを含む)生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設(工場・作業場・倉庫)及び生産設備(機械・装置)の修理、建替・入替に要する経費

※災害発生の日から令和2年3月31日までの間に実施する復旧に係る経費であって、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合に対象となります。

※保険等の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、当該施設・設備の復旧等に要する経費から受取保険金額等を控除した額が補助対象経費となります。

## 補助率・補助限度額

《補助率》補助対象経費の1/2以内【対象経費に消費税分は含みません。】

《補助限度額》上限額：1,000万円/下限額：100万円

※応募者が多数の場合は、予算の都合により交付されないことや、補助率の範囲内で減額して交付されることがあります。

## 申 請 期 間

開始日：令和2年1月10日(金)

第一次締切：令和2年1月28日(火)午後5時まで【必着】

※既に復旧事業を完了している方は、第一次締切までに申請願います。

第二次締切：令和2年2月19日(水)午後5時まで【必着】

## 申 請 方 法

県新産業振興課、食産業振興課、各地方振興事務所地方振興部で申請書類等(公募要領)を配布します。また、下記のホームページ上でも申請書類等をダウンロードできます。申請書の提出は、上記の県の窓口へ持参するか、郵送での提出になります。

宮城県新産業振興課 URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/19goubosyu.html>

宮城県食産業振興課 URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/shisetsusetsubihoho.html>

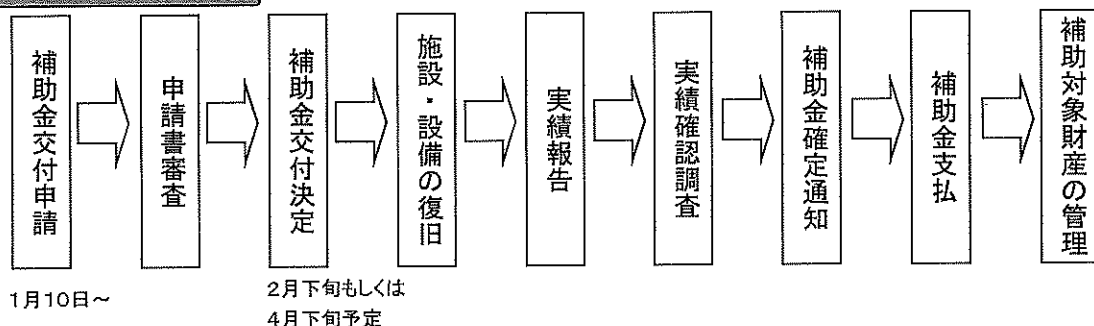
## 本事業における留意事項

- ◆ 生産施設のみ又は生産設備のみを復旧する事業も対象となります。
- ◆ 補助対象経費に消費税分は含まれません。
- ◆ 予算の範囲内で地域の被災状況等を勘案し、採択に相当する中小製造業者を決定します。したがって、要件を満たした場合でも採択されない場合があります。
- ◆ 補助金の交付決定の後も、実績確認調査等の結果により、決定額を減額又は取消す場合もあります。
- ◆ 補助金は、復旧が完了し、工事代金等を支払った後に交付されますので、その間、一時的に補助事業者がすべての経費を支払う必要があります。

### <補助の対象とならない主な経費>

- × 災害当時借りていた生産施設及び生産設備の復旧に対する経費
- × 貸し出すための生産施設及び生産設備に対する経費
- × 仮設（一時的・暫定的な利用）に要する経費
- × 土地の整地・嵩上げ、がれきの撤去、被災建物・被災設備の解体撤去・処分に関する経費
- × 事務所・休憩所に要する経費  
※生産施設と一体での建替（例 事務所兼工場）の場合は、生産施設に係る金額（全体経費に生産施設の占める床面積の割合を乗じて得られる金額）となります。なお、階層や構造が異なり明確に分離ができる場合は、その算出方法でも可とします。
- × 備品、什器、工具、車両（作業車含む）に要する経費  
※パソコン等の事務用品は対象にはなりません。ただし、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠なソフトウェア（例 CAD）については対象となります。  
※エアコンについては、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠な場合のみ対象となります。
- × 経費区分の明細がなく一括で支払われている経費
- × 間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等）
- × 補助対象事業費以外の取引と混同して支払いが行われている経費（ただし、明確に区別され補助対象経費が確認できる場合を除く）
- × 補助事業者以外の発行の手形・小切手による支払いの経費

### 補助金交付の流れ



### 問い合わせ先

- ◆ 食料品製造業者 宮城県農政部食産業振興課 食ビジネス支援班  
電話：022 (211) 2812
- ◆ 上記以外の製造業者 宮城県経済商工観光部新産業振興課 産学連携推進班  
電話：022 (211) 2721

# 「令和元年台風第19号による災害」に係る商業機能回復支援補助金 令和元年度申請受付の御案内

宮城県では、「令和元年台風第19号による災害」により甚大な被害を受けた事業者の方々が、店舗を復旧（補修や建替、借上店舗の内装など）するために必要な費用の一部を補助します。

## ＜ご注意＞

補助金の申請ができるのは、要件を満たす方に限られます。

なお、補助金の支払いは、施設・設備の復旧が完了し、工事代金等の支払いが終わった後になります。

さらに、補助金を使って購入・修理した施設や設備は、県の許可がなければ譲渡や処分をすることができません。

※要件を満たせば、すでに復旧を終えている施設・設備についても対象となります。

## 補助対象者 ○次のすべてに当てはまる中小企業者

- ①卸売業、小売業、飲食業、サービス業 等に従事
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内
- ④国・県が実施する施設設備関連支援事業を利用していない
- ⑤補助対象経費（受領した保険金等を差し引いた額）が200万円（税抜）以上

## 補助対象経費 ○施設・設備の復旧に要する経費 （※借上経費は、対象となりませんので、 ご注意ください。）

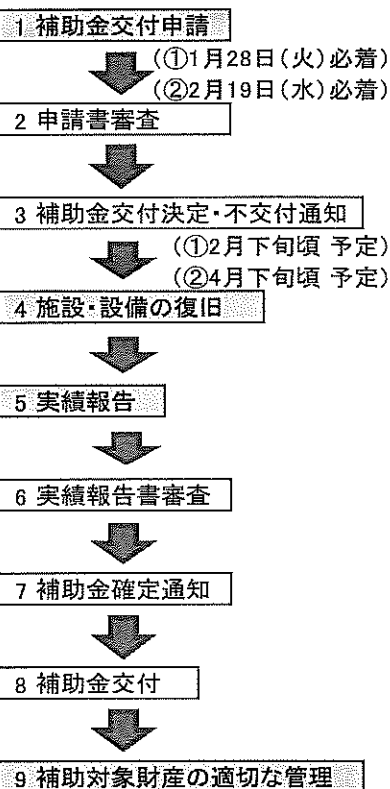
- 補助率** ○施設の被災程度が「全壊」の場合  
補助対象経費の45%以内  
上限270万円 下限90万円
- 補助限度額** ○施設の被災程度が「大規模半壊」の場合  
補助対象経費の35%以内  
上限210万円 下限70万円

## 申請受付期間 ○令和2年1月10日（金）～

- 1次締め切り 令和2年1月28日（火）
- 2次締め切り 令和2年2月19日（水）

## ＜申請から交付までの流れ＞

■…事業者 □…県



## 問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班  
 電話：022-211-2746（直通） FAX：022-211-2749  
 Eメール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp  
 ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/

## 補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは、次のすべてに当てはまる中小企業者です。

- ①災害時に卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営んでいた方  
(対象になる業種、ならない業種の主なものは下記のとおりですが、詳しくは県ホームページ等に掲示する補助金募集要領をご覧ください。)  
(複数の業種にまたがる場合は、主たる(売上高の最も多い)業種で判断します。)
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊である方  
(原則として、市町村が発行する災害証明書が必要です。)
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である方
- ④国及び県が実施する「令和元年台風第19号による災害」における施設設備関連の復旧等の補助事業を利用していない方
- ⑤補助対象経費(受領した保険金等を差し引いた額)が200万円(税抜)以上の方

### ■対象となる主な業種■

卸問屋、小売店、飲食店、運送業、理美容業、保険代理店、建設業、助産所、療術業、歯科技工所、消毒業、自動車整備業 など

### ■対象とならない主な業種■

農業、林業、漁業、製造業、宿泊業、病院、診療所、保育所、福祉・介護施設、金融業、など

## 補助対象経費

▽補助金の対象になるのは、「店舗」の復旧(補修、建替、借上店舗の内装費)と、その店舗の中に設置する「設備」の復旧に要する経費です。(※借上経費は対象外です。)

▽他の事業者に貸し出すための店舗(貸店舗)は対象になりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限りません。(備品などは対象になりません。)また、補助事業以外の用途にも使用可能なものは対象になりません。

### ■対象となる主な経費■

店舗補修費、店舗建替費、借上店舗内装費  
設備修繕費、設備入替費

### ■対象となる主な設備■

商品陳列棚、厨房設備、理容椅子

### ■対象とならない主な経費■

土地購入費、土地造成費  
借上店舗の家賃

### ■対象とならない主な設備■

パソコン、車両、船舶  
(他の用途に使用可能であるため。)

## 申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先でも配布します。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

## 申請受付期間 申請書提出先

▽令和2年1月10日(金)から

1次締め切り 令和2年1月28日(火)まで

2次締め切り 令和2年2月19日(水)まで

※ 平日午前9時から午後5時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工金融課」あて送付してください。

## ▽提出先

### ■県庁担当課■

○宮城県経済商工観光部 商工金融課  
仙台市青葉区本町3-8-1 [Tel.022-211-2746]

### ■最寄りの県地方振興事務所■

○大河原地方振興事務所 地方振興部  
大河原町字南129-1 [Tel.0224-53-3199]

○仙台地方振興事務所 地方振興部  
仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 [Tel.022-275-9114]

○北部地方振興事務所 地方振興部  
大崎市古川旭4-1-1 [Tel.0229-91-0744]

○北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部  
栗原市築館藤木5-1 [Tel.0228-22-2195]

○東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部  
登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 [Tel.0220-22-6112]

○東部地方振興事務所 地方振興部  
石巻市あゆみ野5丁目7番地 [Tel.0225-95-1414]

○気仙沼地方振興事務所 地方振興部  
気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 [Tel.0226-24-2593]



～令和元年台風第19号関連事業～

# 「令和元年台風第19号による災害」に係る 観光施設再生支援事業補助金



宮城県では、令和元年台風第19号により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために事業化しました「観光施設再生支援事業補助金」の募集を行います。

## 補助対象者

令和元年台風第19号により被災した宮城県内の下記の観光施設・設備を再建・復旧する中小企業者等 ※ 民間の方で、個人、法人の別は問いません。

①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設

②知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください）

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号の営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除きます。

※ 過去に、同趣旨の県補助金を受けている場合には、申請できません。

※ 補助対象要件の詳細について、必ず要綱・取扱要領を御確認ください。

## 補助対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替に要する経費、再建・復旧のため必要な解体経費など

## 補助率

補助対象経費の 1/2 以内

補助金対象経費の対象範囲は、被災前の施設・設備の種別・規模等を原則としますので、種別の変更や規模の拡大等については、原則、補助金の対象となりません。

## 補助限度額

[上限] 1,000万円, [下限] 100万円

補助対象経費が消費税抜きで200万円を下回った場合、補助の対象となりません。

※ 補助対象経費につきましては、補助事業者を契約者とする保険・共済又は移転補償により令和元年台風第19号による災害を事由として支払われた保険金（共済金・給付金を含む）又は移転補償費の額を控除した額となります。

## ●募集期間

令和2年1月10日（金）～2月19日（水）

※一次締め切り：1月28日（火） 二次締め切り：2月19日（水）

午前9時～午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

## ●申請先

- ・宮城県観光課
- ・各地方振興事務所、地域事務所（地方振興部）
- ・郵送での申請も受付します。（郵送の場合は観光課宛て）

●様式及び必要な書類等は、観光課ホームページでダウンロード及び確認ができます。様式は各申請先でも配布いたします。

【観光課ホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>

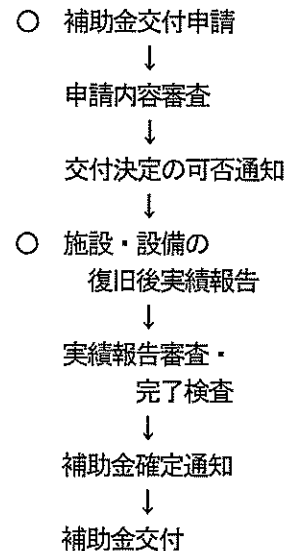
## お問合せ先

宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話：022-211-2823 / FAX：022-211-2829 / e-mail：kankou@pref.miyagi.lg.jp

※裏面も御覧下さい

## 申請から交付までの流れ



※○印が申請者が行うもの

**申請要件**

- ① 宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、補助金の交付申請をすることができません。
- ② 県税に未納がある事業者等は、補助金の交付申請をすることができません。
- ③ 次の事業を利用されていない方
  - ・ 「令和元年台風第19号による災害」に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助
  - ・ 県が実施する令和元年台風第19号における施設設備関連の復旧等の補助事業
  - ・ 既に本補助事業の交付決定を受けている方 等

**補助対象経費**

下記の経費が対象となりますが、いずれも再建・復旧する場合に限りです。

- ① 被災した施設及び設備の解体撤去に要する経費
- ② 被災した施設の修復及び建替に要する経費
- ③ 被災した設備の修繕又は入替に要する経費
- ④ 施設及び設備に付帯する工事に要する経費
- ⑤ 診断・調査後に工事を行う場合の耐震診断・地盤調査に係る経費
- ⑥ 土地復旧費
- その他
  - ・ 他の事業者に貸与することを目的とする施設及び設備は除きます。
  - ・ 対象となる施設が複数ある場合、対象経費の合算を可とします。
  - ・ 土地の取得に係る経費は除きます。
  - ・ 住宅と事業用建物が一体となっている中小企業者にあつては、事業用部分に係る額（全体の経費に、建物の延床面積に占める事業用部分に床面積の割合を乗じて得られた額）とします。
  - ・ 「設備」については、資産として計上する建物付帯設備及び単価10万円以上のものを補助対象とします。
  - ・ 補助金の対象範囲は、被災前の当該施設・設備の種別・規模等を原則とします。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りではありません。

**申請書提出先**

<観光課 観光企画班> 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁14階 電話 022-211-2823	<大河原地方振興事務所 地方振興部> 〒989-1243 柴田郡大河原町字南129番1号 大河原合同庁舎 電話 0224-53-3182
<仙台地方振興事務所 地方振興部> 〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 仙台合同庁舎 電話 022-275-9140	<北部地方振興事務所 地方振興部> 〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1番1号 大崎合同庁舎 電話 0229-91-0763
<北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部> 〒987-2251 栗原市築館藤木5番1号 栗原合同庁舎 電話 0228-22-2195	<東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部> 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号 登米合同庁舎 電話 0220-22-6123
<東部地方振興事務所 地方振興部> 〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎 電話 0225-05-1414	<気仙沼地方振興事務所 地方振興部> 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47番6号 気仙沼合同庁舎 電話 0226-24-2593